

滋賀県農村振興交付金制度審議会規則（平成 25 年 7 月 5 日滋賀県規則第 72 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長および副会長）

第 2 条 審議会に、会長および副会長 1 人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 4 条 会長は、審議会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、農政水産部農村振興課において処理する。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。